



2022年9月8日

各 位

会 社 名：サムコ 株式会社  
代 表 者 名：代表取締役社長 川邊 史  
(コード番号：6387 東証プライム)  
問い合わせ先：取締役 執行役員  
管理統括部長 宮本 省三  
T E L：075-621-7841

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり2022年10月25日開催予定の当社第43期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

「会社法の一部を改正する法律」(2019年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

##### (2) 第18条(取締役の員数)

今後の当社の継続的な事業の発展と業績の向上に向けて、多様性を含むコーポレート・ガバナンス体制の強化のための独立社外取締役の増員等を可能とするため、現行定款第18条が規定する取締役の員数7名以内を8名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>8名以内</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>② 本附則は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会 2022年10月25日(火)  
 定款変更の効力発生日 2022年10月25日(火)

以 上